

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年7月1日

【会社名】 株式会社協和日成

【英訳名】 KYOWANISSEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川野 茂

【本店の所在の場所】 東京都中央区入船三丁目8番5号

【電話番号】 03(6328)5600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員コーポレート本部長 森 凡 浩

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区入船三丁目8番5号

【電話番号】 03(6328)5600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員コーポレート本部長 森 凡 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社協和日成 神奈川支店
(神奈川県大和市深見一丁目6番7号)

株式会社協和日成 埼玉支店
(埼玉県さいたま市中央区上峰四丁目6番15号)

株式会社協和日成 千葉支店
(千葉県千葉市美浜区幕張西三丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月27日開催の当社第76期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金35円

総額402,944,500円

ロ 効力発生日

2024年6月28日

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額から年額による定めへ変更し、月額2,500万円以内から年額3億円以内に改定するものであります。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人分給与、執行役員分報酬は含まないものとします。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。譲渡制限付株式付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、従来の取締役の報酬額の範囲内で、年額3,000万円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を24,000株とします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	75,266	4	0	(注)	可決 99.99
第2号議案 取締役の報酬額改定の件	75,190	80	0	(注)	可決 99.89
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式報酬 制度導入の件	75,133	137	0	(注)	可決 99.82

(注) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。